

報告事項 ク

平30年度エキスパート教員の更新・認定について

平成30年度エキスパート教員の更新及び認定について、別紙のとおり報告します。

平成30年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

平成30年度エキスパート教員の更新・認定について

平成30年3月17日
小 中 学 校 課
高 等 学 校 課
特 別 支 援 教 育 課

1 目的

高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定し、その教育指導技術等を広く普及することで全体の教育指導の改善を図り、もって鳥取県教育の充実を図ることを目的とする。

[エキスパート教員の役割]

- ①所属校の他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。
- ②所属校において、担当する授業を積極的に公開する。
- ③所属校における職務の遂行に支障のない範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言を行う。

[認定期間]

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2 エキスパート教員候補者の選考委員会

期 日：平成30年2月15日（木）

選考方法：委員9名が選考基準に基づいて選考協議

3 エキスパート教員の更新・認定

教育長の専決により更新・認定者を決定

更 新 者：23名〔別紙一覧のとおり〕

（小学校4名、中学校3名、高等学校11名、特別支援学校5名）

新規認定者：20名〔別紙一覧のとおり〕

（小学校9名、中学校4名、高等学校4名、特別支援学校3名）

4 認定証授与式

期日：平成30年3月26日（月）

会場：鳥取県立図書館 大研修室

5 今後の認定者の主な活動予定

- ・所属校を中心とした授業公開、研究会等での指導・助言
- ・連絡協議会への参加と情報交換
- ・全国規模の研究会等への参加とその還元

エキスパート教員選考に係る視点

平成30年2月15日
鳥取県教育委員会

エキスパート教員の選考にあたっては、次に示す推薦の観点及び具体的な評価の視点に基づいて、総合的に判断し、適切な者を選考するものとする。

【具体的な選考の視点】

- (1) 下記「推薦の観点」により、提出された推薦様式への記載を選考資料とする
(県立学校は校長推薦、市町村立学校は校長推薦・市町村（学校組合）推薦・教育局推薦による。)
- (2) 指導主事等による候補者の説明
県教育委員会の関係課・教育局の指導主事等は、候補者の専門分野について観点（1）（2）（3）についての補足説明を行うこととする。
- (3) 教科等、地域のバランスへの配慮
認定分野や所属校・地域への著しい偏りがないように配慮する。ただし、校種によっては、教科等全ての分野での認定にこだわらなくてもよいものとする。また、認定の年次を追うにつれて、偏りが解消されるよう配慮する。
- (4) 勤務年数
認定者が、その高い専門性を他の教員に広めていくには、教職員の中での信頼が必要となる。その信頼の裏づけとしては、観点（1）（2）（3）を満たすことが求められるが、それに加えてある程度の勤務年数もその要素である。教諭経験年数を原則として10年以上有する者を選考することとする。また、どの学校においても高い指導力を發揮することが求められることから、設定する校種において、少なくとも2校以上の勤務経験があることが望ましい。ただし、専門教科等を担当する場合には、この限りではない。
- (5) 懲戒処分等
過去に懲戒処分を受けた者については、処分内容を踏まえて別途検討する。

【推薦の観点】

* 「エキスパート教員認定制度実施要綱」「エキスパート教員候補者の推薦基準」より

- (1) 高い専門性及び指導力を有している。
※認定分野は、各教科・科目、特別の教科 道徳、小学校外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動若しくは自立活動などの学習指導、学級経営又はICTを活用した教育活動
- (2) 自らの実践や指導技術等を他の教員にも広め、共有しようとする積極性を有している。
- (3) 児童生徒、保護者及び他の教職員から高い信頼・評価を得ている。

平成30年度 エキスパート教員認定制度 更新推薦者一覧

番号	校種	市町村名	推薦者氏名	所属校	認定分野
1	高等学校		すごう りょうこ 菅生 涼子	鳥取西高等学校	国語
2			ひらお じゅんいち 平尾 淳一	八頭高等学校	理科(物理)
3			たけとし しんいち 竹歳 真一	倉吉西高等学校	数学
4			いとう ひろし 伊藤 浩志	米子東高等学校	国語
5			いだ あきと 井田 明人	米子東高等学校	理科(物理)
6			てらざわ ゆかり 寺澤ゆかり	米子西高等学校	保健体育
7			しだ いちろう 完田 一郎	米子西高等学校	国語
8			いわさき ふみこ 岩崎 文子	米子西高等学校	外国語(英語)
9			はやしばら しんじ 林原 紳二	米子工業高等学校	工業(建築)
10			いそだ あきのぶ 磯田 晓延	境港総合技術高等学校	水産(食品)
11			みせ ちづる 見世 ちづる	日野高等学校	家庭
12	特別支援学校		おおば としのり 大場 敏則	鳥取盲学校	理療科
13			たにだ いくこ 谷田 育子	鳥取聾学校 ひまわり分校	自立活動
14			さわ かつや 澤 勝也	鳥取養護学校	自立活動
15			うちだ なおみ 内田 直美	倉吉養護学校	自立活動
16			やまだ ともこ 山田 知子	皆生養護学校	自立活動
17	小学校	鳥取市	あさい ひろえ 浅井 寛恵	青谷小学校	特別活動
18		若桜町	もりた さとみ 盛田 里美	若桜学園小学校	特別の教科 道徳
19		北栄町	なかがわ ゆきこ 中川 由紀子	北条小学校	図画工作
20		伯耆町	おんだ あつこ 恩田 昌子	溝口小学校	学級経営
21	中学校	鳥取市	おおしま やすふみ 大島 泰文	湖東中学校	社会
22		倉吉市	しまだ たけひろ 嶋田 武弘	東中学校	理科
23		境港市	いわなり あきのり 岩成 昭則	第一中学校	美術

平成30年度 エキスパート教員認定制度 新規推薦者一覧

番号	校種	市町村名	推薦者氏名	所属校	認定分野
1	高等学校		やまだ かずゆき 山田 和行	鳥取湖陵高等学校	情報
2			おくだ しゅんいちろう 奥田 俊一朗	米子東高等学校	数学
3			ふくだ まさし 福田 将士	米子東高等学校	国語
4			ささき あきひと 佐々木 章人	米子高等学校	情報
5	特別支援学校		たかはら みきこ 高原 美喜子	鳥取聾学校	自立活動
6			やまね やすよ 山根 康代	琴の浦高等特別支援学校	自立活動
7			とくもち あつし 徳持 豊志	琴の浦高等特別支援学校	農業
8	小学校	鳥取市	みずもと こうじ 水本 浩二	久松小学校	理科
9		鳥取市	なかざわ たつや 中澤 達也	湖山西小学校	体育・特別活動
10		倉吉市	なかなみ ゆうこ 中波 優子	上北条小学校	算数
11		湯梨浜町	ひらい さゆり 平井 さゆり	羽合小学校	小学校外国語活動・外国語
12		湯梨浜町	ゆい よしえ 由井 祥栄	羽合小学校	音楽
13		琴浦町	たにおか ひろこ 谷岡 裕子	浦安小学校	国語
14		米子市	はない やすよ 花井 康代	成実小学校	特別の教科 道徳
15		日吉津村	たかはし のぶこ 高橋 延子	日吉津小学校	学級経営
16		日野町	やまだ としゆき 山田 敏之	根雨小学校	算数
17	中学校	鳥取市	むらなか ひろみ 村中 ひろみ	河原中学校	国語
18		鳥取市	まえた しづか 前田 静香	鹿野中学校	特別の教科 道徳
19		米子市日吉津村中学校組合	まえた あきこ 前田 彰子	箕蚊屋中学校	国語
20		境港市	よこた いさお 横田 勲	第二中学校	理科

鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度に関する実施要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度（以下「認定制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(認定制度の目的)

第2条 認定制度は、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定し、その教育指導技術等を広く普及することで全体の教育指導の改善を図り、もって鳥取県教育の充実を図ることを目的とする。

(役割)

第3条 エキスパート教員の役割は、次のとおりとする。

- (1) エキスパート教員が所属する学校（以下「所属校」という。）の他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。
- (2) 所属校において、担当する授業を積極的に公開する。
- (3) 所属校における職務の遂行に支障のない範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言を行う。

(基準)

第4条 エキスパート教員は、県立学校に勤務する教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により再任用された教諭を除く。以下同じ。）又は市町村立学校（市町村の組合立の学校を含む。以下同じ。）に勤務する教諭で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 各校種における各教科・科目、特別の教科 道徳、小学校外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動若しくは自立活動などの学習指導、学級経営又はICTを活用した教育活動において、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行い、勤務成績が特に良好であること。
- (2) 教諭の職に原則として10年以上あること。ただし、経験年数が10年に満たない者であっても十分にエキスパート教員の資格があると推薦者が認める場合は、推薦可能とする。
- (3) 教諭の職で原則として2校以上の学校を勤務していること。
- (4) 認定校種・認定分野の免許状を有していること。

(認定)

第5条 エキスパート教員は、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）がこれを認定する。

2 県教育委員会は、エキスパート教員の認定に当たっては、鳥取県附属機関条例第2条第2項別表2中「鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会」の意見を聴くものとする。

(認定期間)

第6条 エキスパート教員の認定期間は3年間とし、原則としてその都度更新をする。

2 エキスパート教員に認定された教諭が他の職に任命される等、その役割を果たすことが困難であると県教育委員会が認めた場合は、認定期間中であっても認定を解除または凍結することができる。

(1) エキスパート教員が副校長または教頭に任命された場合、教育委員会事務局に異動した場合は解除とする。

(2) エキスパート教員が人事交流で県外の学校へ異動した場合、校種間異動をした場合、県外へ研修派遣となった場合は、凍結とする。

(3) エキスパート教員に認定された教諭が心身の故障などその役割を果たすことが困難な状況にあると本人が申し出た場合は、認定期間中であっても認定を解除することができる。

3 既認定者が新たな認定分野で認定された場合の認定期間は、新たな認定分野の認定から3年間とする。

(推薦等)

第7条 エキスパート教員の認定は、次の各号に掲げる教諭の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者からの推薦に基づいて行うものとする。

(1) 県立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校の校長

(2) 市町村立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会（市町村の組合立の学校にあっては、当該組合の教育委員会。以下「市町村教育委員会」という。）の教育長（以下「市町村教育長」という。）

2 前項の推薦は、エキスパート教員候補者推薦書等（別紙様式1～8）を提出しなければならない。

3 市町村教育長は、市町村立学校に勤務する教諭の推薦に当たり、推薦に係る教諭が勤務する学校の校長の意見を聴くことができる。

4 認定解除となった教諭を、再度エキスパート教員に推薦する場合は、再認定の手続きを行うこととする。

5 前4項に定めるもののほか、エキスパート教員の推薦に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月5日から施行する。

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

この要綱は、平成26年10月30日から施行する。

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。